

騒音規制法第2条第3項で定める特定建設作業（騒音規制法施行令第2条）

1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

(昭和 50 年 2 月 27 日 県告示第 97 号)

<div style="text-align: right;">規制区域等</div> 特定建設作業の種類	騒音の 大きさ	作業ができない 時間（夜間）		1 日における 作業時間		同一場所における 作業時間		日曜日 休日における 作業
		第 1 号 区 域	第 2 号 区 域	第 1 号 区 域	第 2 号 区 域	第 1 号 区 域	第 2 号 区 域	
1 くい打機等を使用する作業	85 デシベル	午後 7 時 ～ 翌日午前 7 時	午後 10 時 ～ 翌日午前 6 時	10 時間 を超えないこと	14 時間 を超えないこと	連続して 6 日を 超えないこと	禁止	
2 びょう打機を使用する作業								
3 さく岩機を使用する作業								
4 空気圧縮機を使用する作業								
5 コンクリートプラント又はア スファルトプラントを設けて 行う作業								
6 バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作 業								
適 用 除 外	作業がその作業を開始した日に終わるもの を除く。	A B C D E	A B	A B	A B	A B C D E F		

(備考)

1. 騒音の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2. 表中 A～F は次の場合をいう。

- A 災害その他非常の事態のための緊急に行う必要がある場合
- B 人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合
- C 鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合
- D 道路法第 34 条（道路の占用許可）、第 35 条（協議）による場合
- E 道路交通法第 77 条第 3 項（道路の使用許可）、第 80 条第 1 項（協議）による場合
- F 電気事業法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要のある場合

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく規制区域の指定状況
(特定建設作業の規制区域)

(平成24年3月30日茅野市告示第116号第3関係)

区分	地域
第1号区域	(1) 第1種区域及び第2種区域 (2) 第3種区域及び第4種区域のうち、 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内
第2号区域	第3種区域及び第4種区域のうち上記以外の区域

(平成24年3月30日茅野市告示第116号第1関係)

第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 湖東の一部 中大塩の一部	近隣商業地域 商業地域 準工業地域（湖東の一部及び中大塩の一部を除く）	工業地域

(備考)

- 1 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域をいう。